

平成27年4月1日以降の受付窓口等の変更内容

| 業務内容 | 受付及び審査等 | |
|--|-----------------|------------------------|
| | 平成27年3月31日まで | 平成27年4月1日以降 |
| ●建築基準法の規定による確認申請及び中間・完了検査申請等 次の建築物及び工作物に係るもの ○建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物（以下、「4号建築物」という。） ○工作物（建築基準法施行令第138条第1項第1号、3号、5号）のうち次に掲げるもの ・煙突の高さが10m以下のもの ・広告塔、広告板、装飾塔、記念塔等で高さが10m以下のもの ・擁壁で高さが3m以下のもの | 受付窓口 審査等 | 市 |
| | | 市 県（富士・東部建設事務所） |
| ●建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置指定申請 | 受付窓口 指定 | 市 |
| | | 県（富士・東部建設事務所） |
| ●建設リサイクル法の届出及び通知（4号建築物に係るもの） | 受付窓口 処理 | 市 |
| | | 県（富士・東部建設事務所） |
| ●省エネ法の届出及び定期報告（4号建築物に係るもの） | 受付窓口 処理 | 県（富士・東部建設事務所） |
| | | 県（富士・東部建設事務所） |
| ●長期優良住宅の認定申請（4号建築物に係るもの） | 受付窓口 認定 | 県（富士・東部建設事務所） |
| | | 県（富士・東部建設事務所） |
| ●低炭素建築物の認定申請（4号建築物に係るもの） | 受付窓口 認定 | 県（富士・東部建設事務所） |
| | | 県（富士・東部建設事務所） |

※申請等が、平成27年4月1日以後となるかどうか不明確な計画がある場合は、予め市または富士・東部建設事務所にご相談ください。

- ・富士吉田市都市基盤部建築住宅課 電話0555-22-1111（内線296）
- ・富士・東部建設事務所都市計画・建築課建築住宅担当 電話0554-22-7817